

# はだの 議会だより

第210号

平成25年(2013年)11月17日(日)  
発行:秦野市議会 編集:議会報編集委員会  
〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号 ☎0463-82-9652  
http://www.city.hadano.kanagawa.jp/shise/shigikai/

## 主な内容

◆議案審議	1・6面
◆一般質問	2・3・4面
◆決算審査	4・5面
◆議会のうごき	5面
◆陳情・意見書	6面
◆12月定例会日程	6面

9月  
定例会

# 平成24年度決算を認定



「児童による稲刈りの体験授業の風景」(撮影者:栗原正行さん)

9月定例会は、9月4日から10月30日までの30日間  
の会期で開催されました。  
この定例会では、条例の制定および一部改正、決算  
の認定、人事案件など市長提出議案29件(うち報告5  
件)を審議しました。  
また、議提議案3件を審議しました。  
(議決結果は、6面に掲載)

## 議員報酬並びに特別職および 一般職職員の給与を削減

議提議案第10号 秦野市議会議  
員の議員報酬、費用弁償及び期末  
手当に関する条例の一部を改正す  
ることについて

### ▼要旨

国からの地方公務員の給与削減  
の要請を踏まえ、本市一般職職員  
の給与を削減することを勘案し、  
平成25年10月から26年3月までの  
議長、副議長および議員の報酬を  
それぞれ5%引き下げるもの。

### ▼賛成討論

前任期中の平成23年4月から9  
月にも議員報酬を5%削減してい  
る。今回、特別職職員および一般  
職職員の給与削減が実施されるこ  
とに合わせて、議員も議員報酬を  
削減すべきである。

### ▼要旨

今任期の減額措置により、市長  
および副市長の給料月額削減率  
を拡大し、新たに教育長の給料月  
額の減額率を定めるとともに、退  
職手当の額に減額率を反映させる  
ため改正するもの。主な内容は市  
長の減額率を10%から15%、副市  
長は7%から10%、教育長は8%  
(前任期中は5%)とするもの。  
なお、この条例の施行日は、平  
成25年10月1日とするもの。

### ▼反対討論

特別職職員の給与削減が、一般  
職職員のさらなる給与削減を誘導  
すると考えられるため、期間を任  
期中とすることに對し反対する。

### ▼議決結果

本会議 原案可決(賛成多数)  
\* \* \*  
秦野市職員の給与に関する条例  
の一部を改正することについて

## 議長に村上茂議員 副議長に神倉寛明議員

### 議長に村上茂議員 副議長に神倉寛明議員



村上茂 議長



神倉寛明 副議長

定例会初日の9月4日に、大野  
祐司議長、小菅基司副議長から辞  
職願が提出され、同日の本会議に  
おいてこれを許可し、それぞれ投  
票による選挙が行われました。  
その結果、村上茂議員(新政ク  
ラブ)が第61代議長に、神倉寛明  
議員(民政会)が第62代副議長に  
選出されました。

村上茂議員は、昭和24年生まれ。  
副議長、環境産業常任委員会委員  
長等を歴任。

神倉寛明議員は、昭和52年生ま  
れ。文教福祉常任委員会委員長、  
議会運営委員会副委員長等を歴任。

### ▼主な質疑

問 特別職職員の減額率が一般職  
職員よりも低い理由はどのような  
か。  
答 特別職職員における給与の減  
額率は、これまで実施してきた減  
額措置の実績や、任期を通して取  
り組むことを考慮して決めたもの  
である。

問 一般職職員の給与の削減期間  
は、平成25年度内であるが、特別  
職職員は任期中となっている理由  
はどのようなか。  
答 特別職職員の給料月額の減額  
率や退職手当の支給率を見直す中  
で、実施期間についても協議して  
きたが、これまでは任期を単位と  
しており、その延長と捉えた。

問 特別職職員の給与削減が、一般  
職職員のさらなる給与削減を誘導  
すると考えられるため、期間を任  
期中とすることに對し反対する。  
答 特別職職員の給与削減が、一般  
職職員のさらなる給与削減を誘導  
すると考えられるため、期間を任  
期中とすることに對し反対する。

問 一般職職員の給料月額の減額  
率の根拠はどのようなか。  
答 現在実施している国家公務員  
の削減措置を参考に、地方交付税  
の削減額に對し、幹部職員の減  
額率が多くなる傾斜配分とした。

問 財政調整基金を取り崩しても、  
職員の生活を守るべきであり反対  
する。  
答 財政調整基金を取り崩しても、  
職員の生活を守るべきであり反対  
する。